十　被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの
十一　被害回復関係業務の一部を委託した場合にあっては、事案ごとに次に掲げる事項を記録したもの
イ　委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由
ロ　委託した業務の内容
ハ　委託に要した費用を支払った場合にあっては、その額

第二十四条第二号中「相手方」の下に「又は被害回復裁判手続の相手方」を加える。

第二十五条第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2　適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。
一　全ての収入について、その総額及び会費等、被害回復関係業務による事業収入、被害回復関係業務以外の業務による事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項
イ　前項第一号イ及びハに掲げる事項
ロ　被害回復関係業務による事業収入については、その種類及び当該種類ごとの金額
ハ　被害回復関係業務以外の業務による事業収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額並びに当該種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引の相手方、取引金額その他その内容に関する事項
二　全ての支出について、その総額及び被害回復関係業務に関する支出、その他の業務による支出別の金額並びに次に掲げる事項
イ　被害回復関係業務に関する支出については、その種類及び当該種類ごとの金額並びに対象消費者に対する支出を除く支出について、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項
ロ　その他の業務による支出については、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項

第二十九条に次のただし書を加える。

ただし、第二号イに掲げる書類（事業報告書に限る。）に被害関係回復業務の一部の委託に係る報酬の額が記載されている場合において、その額を公表することにより当該委託を受けた者の業務の遂行に支障を生ずるおそれのあるときにあっては、当該委託を受けた者の氏名又は名称を除いたものをもって足りるものとする。

附　則

この府令は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

○内閣府令第六十四号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）	第三十条及び第三十一条第三項

別表第二に次のように加える。

消費者契約法	第三十条

附　則

この府令は、平成二十八年十月一日から施行する。